

確認審査及び検査手数料(単位:円)

令和6年7月1日改定
(非課税)

【建築物】

建築基準法第6条第1項第四号に掲げる建築物(構造計算を行わないもの)

建築基準法第68条の10第1項の認定を受けた型式に適合する建築物

(表-1)

床面積の合計	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
~ 30m ² 以内	20,000	20,000	20,000	25,000
30m ² 超 ~ 100m ² 以内	40,000	50,000	50,000	60,000
100m ² 超 ~ 200m ² 以内	60,000	65,000	65,000	85,000
200m ² 超 ~ 500m ² 以内	90,000	95,000	95,000	120,000

建築基準法第6条第1項第二号、四号に掲げる建築物(構造計算ルート1、大臣認定)

(表-2)

床面積の合計	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
~ 100m ² 以内	55,000	50,000	50,000	60,000
100m ² 超 ~ 200m ² 以内	65,000	65,000	65,000	85,000
200m ² 超 ~ 500m ² 以内	95,000	95,000	95,000	120,000

上記以外の建築物

(表-3)

床面積の合計	確認審査	中間検査	完了検査	仮使用
~ 100m ² 以内	55,000	50,000	50,000	60,000
100m ² 超 ~ 200m ² 以内	65,000	65,000	65,000	85,000
200m ² 超 ~ 500m ² 以内	95,000	95,000	95,000	120,000
500m ² 超 ~ 1,000m ² 以内	195,000	135,000	135,000	160,000
1,000m ² 超 ~ 2,000m ² 以内	275,000	185,000	185,000	225,000
2,000m ² 超 ~ 4,000m ² 以内	385,000	245,000	245,000	295,000
4,000m ² 超 ~ 6,000m ² 以内	440,000	295,000	295,000	360,000
6,000m ² 超 ~ 8,000m ² 以内	495,000	355,000	355,000	425,000
8,000m ² 超 ~ 10,000m ² 以内	550,000	405,000	405,000	490,000
10,000m ² 超 ~ 15,000m ² 以内	660,000	465,000	465,000	555,000
15,000m ² 超 ~ 20,000m ² 以内	715,000	515,000	515,000	625,000
20,000m ² 超 ~ 50,000m ² 以内	880,000	575,000	575,000	690,000
50,000m ² 超 ~ 100,000m ² 以内	1,045,000	660,000	660,000	790,000
100,000m ² 超 ~	1,430,000	990,000	990,000	1,185,000

【昇降機、小荷物専用昇降機(単独申請、建築物との同時申請にかかわらず1基毎)】

(表-A)

	確認審査	完了検査
小荷物専用昇降機(フロアタイプのみ)	15,000	25,000
エレベーター、エスカレーター、段差解消機(型式以外)	40,000	40,000
型式適合認定を受けたもの※1	25,000	25,000

※1 ホームエレベーター、小型エレベーター、段差解消機(型式適合)、いす式階段昇降機 等

【建築設備】

換気設備、排煙設備、非常用の照明設備

(表-B)

	確認審査	完了検査
建築設備の定期報告が必要な建築物で3,000m ² 以内のもの	35,000	40,000
上記に加え、床面積が1,000m ² 増える毎の加算手数料	5,000	5,000

【工作物】

(表-C)

	確認審査	完了検査
令第138条第1項に掲げるものの (煙突、鉄柱、広告塔、高架水槽、擁壁等)	高さ15m以下 30,000	35,000
	高さ15m超 50,000	35,000
令第138条第2項及び第3項に掲げるもの	35,000	40,000

※ 工事区域内に複数箇所又は複数種類の工作物がある場合は、各基毎に申請手数料を加算いたします

※ 令第138条第2項第二号及び第三号に掲げる工作物で、水平又は垂直投影面積が10m²超又は高さ4m超のものは、水平又は垂直投影面積のいずれか大きい方の面積で表-2で手数料を算定いたします

※ 特殊な工作物(風力発電、遊戯施設等で回転または運転等を伴うもの等)は、構造安全審査の評定書(任意書式)を添付していただき、手数料については別途協議といたします

【確認審査及び検査加算手数料】

(別表-1)

床面積の合計	構造審査料 ^{※2} (ルート2、3)	天空率 (斜線毎)	省エネ適応判定 ^{※3、※4、※5}	
			モデル建物法	標準入力法
確認審査	確認審査	完了検査・仮使用 ^{※6}		
～ 100m ² 以内				
100m ² 超 ～ 200m ² 以内	30,000	5,000	25,000	50,000
200m ² 超 ～ 500m ² 以内		10,000	(75,000)	(150,000)
500m ² 超 ～ 1,000m ² 以内		20,000		
1,000m ² 超 ～ 2,000m ² 以内		25,000	50,000	100,000
2,000m ² 超 ～ 4,000m ² 以内	60,000	40,000	(150,000)	(300,000)
4,000m ² 超 ～ 6,000m ² 以内		45,000		
6,000m ² 超 ～ 8,000m ² 以内		50,000	80,000	160,000
8,000m ² 超 ～ 10,000m ² 以内	80,000	55,000	(240,000)	(480,000)
10,000m ² 超 ～ 15,000m ² 以内		65,000		
15,000m ² 超 ～ 20,000m ² 以内	100,000	70,000		
20,000m ² 超 ～ 50,000m ² 以内		85,000	要相談	
50,000m ² 超 ～ 100,000m ² 以内		100,000		
100,000m ² 超 ～	200,000	150,000		

※2 構造計算を行った棟数が複数棟ある場合、棟毎に構造審査料を加算いたします

※3 省エネ適合性判定を行った棟数が複数棟ある場合、棟毎に検査手数料を加算いたします

※4 省エネ計算書の添付が不要な場合は、上表によらず検査手数料は¥10,000といたします

※5 弊社で省エネ適合性判定を行っていない建築物の加算手数料は、対象棟毎に上表()の金額といたします

※6 仮使用認定の検査手数料は仮使用対象面積を手数料算定床面積といたします

(別表-2)

	確認審査	完了検査
避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画性能検証法	20,000	60,000
バリアフリー法(第14条)	20,000	30,000
建築物に付属する塀等	要相談	
特定天井	要相談	一
京都市高度地区内における建築物の環境性能に関する基準 (確認申請、完了検査申請時に住宅性能評価書等を添付する場合を除く)	弊社住宅性能評価業務規程に準ずる	フラット35適合証明業務に準ずる

【注意事項】

■ 共通事項

1. ここに定めのない事項については、別途協議し定めることができるものとします
2. 令和6年7月1日以前に確認申請を受けた物件の計画変更、各種検査手数料については、従前の手数料規定を適用するものといたします

■ 確認申請

1. 同一棟増築の確認審査手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1／2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします
2. 計画変更の確認審査手数料は原則として、当該計画の変更に係る部分の床面積の1／2を、手数料算定床面積といたしますが、床面積に反映されない変更については別途個別相談といたします
また、床面積が増加する部分については、増加する床面積にて手数料を算定いたします
3. 弊社で確認済証を交付していない物件の計画変更申請は、新規の確認申請とみなして手数料を算定いたします
4. 用途変更、移転、大規模な修繕及び大規模な模様替えの確認審査手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟に限る)の床面積の1／2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします
5. 建築物の確認申請に昇降機の申請を含む場合は、建築物の確認審査手数料に表一Aに基づく昇降機の審査手数料を加算いたします

■ 中間検査

1. 中間検査手数料は、中間検査対象面積を手数料算定床面積といたします
2. 工区を分けて受検する場合は、工区毎に中間検査申請及び中間検査手数料が必要となります
ただし、特定行政庁が定める場合はそれによります
3. 弊社で確認済証を交付していない物件の中間検査手数料は、新規の確認申請とみなして確認審査手数料及び審査加算手数料を中間検査手数料に加算いたします
ただし、中間検査が複数工区にわたる場合や特定工程が複数ある場合は、初回時のみ当該審査手数料及び審査加算手数料を徴収いたします
4. 中間検査の結果、再検査を要する場合は当該検査対象面積を手数料算定床面積といたします

■ 完了検査

1. 完了検査手数料は、完了検査対象面積を手数料算定床面積といたします
2. 京都市内において、棟別部分完了を受ける場合の完了検査手数料は、当該検査対象面積を手数料算定床面積といたします
3. 弊社で確認済証を交付していない物件の完了検査手数料は、新規の確認申請とみなして確認審査手数料及び審査加算手数料を完了検査手数料に加算いたします
ただし、中間検査時又は仮使用認定時に当該審査手数料及び審査加算手数料を徴収している場合を除きます
4. 同一棟増築の完了検査手数料は、増築部分の床面積に既存部分の床面積の1／2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします
5. 増築を伴う用途変更、移転、大規模修繕、大規模な模様替えの完了検査手数料は、申請部分の床面積に申請以外の部分(同一棟に限る)の床面積の1／2を加算した面積を、手数料算定床面積といたします
6. 申請に係る建築物の計画を変更したことによる追加説明書の審査手数料は、変更内容に応じて原則として、計画変更確認申請における手数料と同等といたします
尚、下限は¥20,000といたします
7. 追加説明書の審査の結果、再検査を行う必要のある場合の完了検査手数料は、当該検査対象面積に基づき算定いたします
8. 弊社で仮使用認定を受けた建築物の完了検査については原則、床面積から仮使用対象面積を除いた面積にて完了検査手数料を算定いたします

■ 仮使用認定

1. 弊社で確認済証を交付していない物件の仮使用認定は、新規の確認申請とみなして確認審査手数料及び審査加算手数料を仮使用認定手数料に加算いたします
ただし、中間検査時に当該審査手数料及び審査加算手数料を徴収している場合を除きます